

衛星コンステレーションの整備・運営等事業

実施方針

防衛省

<目次>

第1 特定事業の選定に関する事項.....	6
1. 特定事業の事業内容に関する事項.....	6
(1) 事業名称.....	6
(2) 事業の対象となる公共施設等の種類.....	6
(3) 公共施設等の管理者等.....	6
(4) 事業目的.....	6
(5) 特定事業に係る業務の概要.....	7
(6) 事業方式.....	8
(7) 事業スケジュール.....	8
(8) 本事業の実施に要する費用に関する事項.....	8
(9) 本事業の実施に関する協定等.....	8
(10) 関係法令等.....	9
(11) 事業期間終了時の措置.....	9
2. 特定事業の選定方法に関する事項.....	9
(1) 選定基準.....	9
(2) 評価方法.....	9
(3) 選定結果の公表.....	10
第2 民間事業者の募集及び選定に関する事項.....	11
1. 民間事業者の募集及び選定に係る基本的な考え方.....	11
2. 落札者の決定手順及び決定方法.....	11
(1) 有識者等委員会の設置.....	11
(2) 入札公告.....	11
(3) 質問受付.....	11
(4) 質問回答の公表.....	11
(5) 第一次審査資料の受付.....	11
(6) 第一次審査及び審査結果の通知.....	11
(7) 競争的対話.....	12
(8) 第二次審査資料の受付.....	12
(9) ヒアリング.....	12
(10) 第二次審査及び落札者の決定.....	12
(11) 審査結果の公表.....	12
(12) 基本協定・事業契約の締結.....	12
(13) 特定事業の選定の取り消し.....	12
(14) 提出書類の取扱い.....	12
3. 応募者の参加資格要件等.....	13

(1) 応募者の構成	13
(2) 応募者の参加資格要件	15
第3 民間事業者の責任の明確化等事業の適正かつ確実な実施の確保に関する事項	17
1. 事業者の責任の明確化に関する事項.....	17
(1) 責任分担の基本的な考え方	17
(2) 想定されるリスクと責任分担	17
2. 事業者の責任の履行確保に関する事項.....	17
(1) 契約保証金の納付等	17
(2) 実施状況の監視（モニタリング）	17
(3) 支払いの減額等	17
(4) 公共施設等の変更	18
第4 公共施設等の立地並びに規模及び配置に関する事項.....	19
1. 本事業衛星によるコンステレーションの基本的な性能.....	19
2. 本事業地上施設の性能、規模及び立地に関する事項.....	19
第5 事業契約の解釈について疑義が生じた場合の措置に関する事項	20
1. 疑義が生じた場合の措置	20
2. 管轄裁判所の指定	20
第6 事業の継続が困難となった場合における措置に関する事項.....	21
1. 事業の継続が困難となる事由が発生した場合の措置.....	21
2. 事業の継続が困難となった場合の措置.....	21
(1) 事業者の責めに帰すべき事由により事業の継続が困難となった場合	21
(2) 防衛省の責めに帰すべき事由により事業の継続が困難となった場合	21
(3) いずれの責めにも帰さない事由により事業の継続が困難となった場合	21
3. 融資機関又は融資団と防衛省との協議.....	21
第7 法制上及び税制上の措置並びに財政上及び金融上の支援に関する事項	22
1. 法制上及び税制上の措置に関する事項.....	22
2. 財政上及び金融上の支援に関する事項.....	22
3. その他の措置及び支援に関する事項.....	22
第8 その他特定事業の実施に関し必要な事項	23
1. 本事業に関連する事項	23
(1) 本事業の実施に関して使用する言語.....	23
(2) 提出書類の作成等に係る費用	23
(3) 実施方針に関する質問又は意見の受付及び回答の公表.....	23
(4) 情報提供依頼（R F I : Request For Information）及びヒアリングの実施	23
(5) 実施方針の変更	24
2. 今後のスケジュール（予定）	24

3. 情報公開及び情報提供 24

【添付資料等】

別紙	情報提供依頼（R F I）及びヒアリングの実施要領
別記様式 1	実施方針に関する質問書
別記様式 2	実施方針に関する意見書
別記様式 3	情報の保全に関する誓約書
資料－Ⅰ	業務要求水準書（案）
資料－Ⅱ	サービス対価の算定及び支払方法（案）
資料－Ⅲ	リスク分担表

第1 特定事業の選定に関する事項

防衛省は、スタンド・オフ防衛能力の実効性確保に必要となる事業を実施するに当たり、衛星コンステレーションの整備・運営等事業（以下「本事業」という。）について、民間の資金、経営能力及び技術的能力の活用により財政資金の効率的活用を図るため、民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律（平成11年法律第117号。以下「PFI法」という。）に基づく事業として実施することを予定している。

PFI法に基づく特定事業の選定及び当該特定事業を実施する民間事業者の選定を行うに当たって、民間資金等の活用による公共施設等の整備等に関する事業の実施に関する基本方針（平成30年10月23日閣議決定。以下「基本方針」という。）及びPFI事業実施プロセスに関するガイドライン（令和6年6月3日。民間資金等活用事業推進会議決定）に則り、本事業の実施に関する方針（以下「実施方針」という。）を定めるものである。

1. 特定事業の事業内容に関する事項

(1) 事業名称

衛星コンステレーションの整備・運営等事業

(2) 事業の対象となる公共施設等の種類

衛星コンステレーションを構築する衛星及び当該衛星から画像取得を行うために必要な施設等

(3) 公共施設等の管理者等

防衛大臣 中谷 元

(4) 事業目的

我が国周辺における軍事活動が活発化する中、防衛省としては、様々な手段を適切に活用し、隙のない情報収集体制を構築することが不可欠となっている。特に、我が国に侵攻する部隊をその防空ミサイル等の脅威圏外から撃破するスタンド・オフ防衛能力の実効性を確保する観点からは、情報収集能力を抜本的に強化することが重要である。

このためには、安全保障用途で必要となる機能等を備えた衛星により、防衛省が求めるタイミングで高頻度かつ優先的に撮像することで、安定的に画像を取得することが必要となる。他方で、現状の民間商用衛星からの画像取得では、衛星の構成や運用が防衛省のニーズを満たす形で最適化されているわけではなく、必ずしも防衛省が求める頻度で画像取得ができない状況にある。また、画像撮像の制限（シャッターコントロール）のおそれがある場合や画像取得の優先権を獲得できない場合は、防衛省が求めるタイミングで画像が取得できない可能性がある。

以上を踏まえ、防衛省が画像取得の優先権を有し、防衛省のニーズを満たす最適な構成で構築する衛星コンステレーション（以下「本事業衛星によるコンステレーション」という。）を整備し、それを活用することで、安定的な画像取得を実現することとしている。

昨今では、宇宙技術の革新が急速に進み、小型衛星コンステレーションを構築し、画像情報を高頻度に提供する民間ビジネスが拡大している。

このため、本事業を進めるに当たっては、小型衛星コンステレーションを民間企業に保有させることで、衛星の製造、打上げ、運用及び地上施設の整備といった民間のノウハウや既存の資産を最大限活用し、防衛省の所要以外の機会では、民間需要に画像を販売することを可能とすることで、事業費の抑制につなげるといった観点から、民間資金等の活用による公共施設等の整備等に関する事業（以下「PFI事業」という。）方式を採用することとしているものである。

(5) 特定事業に係る業務の概要

選定された民間事業者（以下「落札者」という。）は、会社法（平成17年法律第86号）に定められる株式会社を本事業の遂行のみを目的として設立することを基本とし、以下の本事業に係る業務アからウまで（以下「各業務」という。）を実施する。落札者が前述の株式会社を設立する場合には、当該株式会社のことを指し、また、株式会社を設立しない場合には、落札者自身のことを指して、以下「事業者」という。

各業務の概要については、業務要求水準書（案）（資料-I）によるものとし、詳細は入札公告時に示す。

なお、防衛省が本事業に関連して実施する業務はエとし、特定事業の業務範囲外とする。

ア 画像データ取得業務

本事業衛星によるコンステレーションからの画像データの取得に関する業務（以下「画像データ取得業務」という。）は、以下の（ア）から（ウ）までとし、事業者は、防衛省が撮像優先権を有する、国産衛星（日本国法人が、主として日本国内で設計・開発、製造及び所有し並びに管理する衛星をいう。以下「本事業衛星」という。）でコンステレーションを構築し、画像データを取得する。

なお、本事業衛星によるコンステレーションは、新たに調達した本事業の要求水準を満たす衛星若しくは本事業の要求水準を満たす既存の衛星又はその両方の衛星で構築するものとする。また、（ウ）には、本業務を実行するために必要な地上局サービス会社の地上局等の利用（以下のイの専用地上施設運用等業務を除く。）を含むものとする。

画像データ取得業務の詳細については、業務要求水準書（案）（資料-I）に示す。

- （ア） 衛星コンステレーションの整備
- （イ） 衛星コンステレーションからの画像データの取得
- （ウ） その他衛星コンステレーションからの画像データ取得に関して必要な一切の業務

イ 専用地上施設運用等業務

防衛省が本事業で専用する地上施設（以下「専用地上施設」という。）の運用等に関する業務（以下「専用地上施設運用等業務」という。）は、以下の（ア）及び（イ）とし、事業者は、防衛省が本事業で専用する統合運用システム及び簡易システム等（以下「統合運用システム等」という。）及び本事業で専用する地上局（アンテナ）（以下「専用地上局」という。）を新たに整備し、運用及び維持管理を行う。

専用地上施設運用等業務の詳細については、業務要求水準書（案）（資料-I）に示す。

- （ア） 統合運用システム等運用等業務
 - ① 統合運用システム等整備業務
 - ・ 統合運用システム等の整備（設計、製造及び設置）
 - ② 統合運用システム等運用・維持管理業務
 - ・ 統合運用システム等の運用
 - ・ 統合運用システム等の維持管理
 - ・ 統合運用システム等の運用等に関して必要な一切の業務
- （イ） 専用地上局運用等業務
 - ① 専用地上局整備業務
 - ・ 専用地上局の整備（設計、製造及び設置）
 - ② 専用地上局運用・維持管理業務
 - ・ 専用地上局の運用
 - ・ 専用地上局の維持管理
 - ・ 専用地上局の運用等に関して必要な一切の業務

ウ 全般管理業務

事業者は、自らの経営管理及び各業務実施企業の業務管理、防衛省との間の連絡調整その他本事業の全般的な管理に必要な業務（以下「全般管理業務」という。）を行う。

エ 本事業に含まれない業務（防衛省が実施する業務）

防衛省は本事業に関連する以下の業務を実施する。なお、詳細は業務要求水準書（案）（資料-I）

に示す。

- (ア) 業績等の監視（モニタリング）及び改善要求措置
- (イ) 事業者に対する撮像要求及び撮像指示
- (ウ) 飯岡地上局の整備及び維持管理
- (エ) 陸上通信回線の提供
- (オ) 国の物品等の貸付け
- (カ) 事務室等及び電気・水等の提供

(6) 事業方式

事業者又は事業者から業務を直接受託する者（以下「事業者等」という。）は、自らの資金で本事業衛星によるコンステレーション及び専用地上施設を整備した後、事業期間中、本事業衛星及び専用地上施設の所有権を有し、事業終了後も防衛省に譲渡しない、いわゆるB O O（Build-Own-Operate）方式により実施する。

ただし、本事業を実施するために必要な使用権原が確保されることを条件として、事業者等が賃貸借等により調達することもできる。

(7) 事業スケジュール

本事業の事業期間は、本事業の実施に係る契約（以下「事業契約」という。）の締結の日から令和13年3月末までの約5年間を予定している。

なお、本事業のうち、令和8年4月1日から令和10年3月30日までににおいて本事業衛星によるコンステレーションを段階的に整備し運用することを段階的運用といい、令和10年3月31日から令和13年3月31日までににおいて本事業衛星によるコンステレーションを所要の衛星機数によって整備し運用することを本格的運用といい、それぞれの期間を段階的運用期間及び本格的運用期間という。

本事業の概要スケジュールは以下のとおりである。

令和8年2月頃	事業契約の締結
令和8年4月1日～令和10年3月30日	段階的運用期間
令和10年3月31日～令和13年3月31日	本格的運用期間
令和13年3月末	事業契約の終了

なお、本事業契約の終了を予定する時点において、本事業衛星によるコンステレーション及び専用地上施設を継続して使用することが有効と認められる場合、防衛省は事業者と協議し合意の上、当該延長可能と見込まれる時点まで本事業の事業期間を延長することができる。

(8) 本事業の実施に要する費用に関する事項

詳細については「サービス対価の算定及び支払方法（案）」（資料Ⅱ）に示す。

本事業は、いわゆる混合型によって実施するものとし、事業者が本事業を実施するに当たり要する費用（以下「サービス対価」という。）は、防衛省が事業契約に基づき、本事業衛星によるコンステレーション及び専用地上施設の運用を開始してから事業期間終了までの期間にわたり、原則、提供される各業務のサービス水準に応じて支払うこととする。

ただし、事業者において民間商用事業により回収することを見込む本事業衛星及び専用地上局の費用の一部については、事業契約に基づくサービス対価から当該費用を予め除くものとする。また、民間商用事業において衛星画像の販売や衛星の売却を実施する場合は、事前に販売先等を防衛省に届け出ることとし、防衛省から協議を求める場合には協議に応じることとする。

(9) 本事業の実施に関する協定等

防衛省は、P F I法に定める手続に従い本事業を実施するため、以下の協定等を締結する。

ア 基本協定の締結

防衛省は、落札者との間で、本事業の円滑な実施に必要な基本的事項を定めた基本協定を締結する。

なお、「基本協定書（案）」については入札公告時に示す。

イ 事業契約の締結

防衛省は、事業者との間で、本事業を実施するために必要な一切の事項を定める事業契約を締結し、事業者は、実施方針、入札説明書、落札者が提案した事業内容及び事業契約の定めるところにより本事業を実施する。

なお、「事業契約書（案）」については入札公告時に示す。

(10) 関係法令等

事業者は、以下に列挙するもののほか、本事業の実施に関連する関係法令（関連する施行令、規則、条例等を含む。）を遵守することとする。

- ・ 自衛隊法（昭和29年法律第165号）
- ・ 民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律（平成11年法律第117号）
- ・ 民間資金等の活用による自衛隊の施設の整備等に関する訓令（平成19年防衛省訓令第65号）
- ・ 宇宙基本法（平成20年法律第43号）
- ・ 人工衛星等の打上げ及び人工衛星の管理に関する法律（平成28年法律第76号）
- ・ 衛星リモートセンシング記録の適正な取扱いの確保に関する法律（平成28年法律第77号）
- ・ 電波法（昭和25年法律第131号）
- ・ 電気通信事業法（昭和59年法律第86号）
- ・ 宇宙資源の探査及び開発に関する事業活動の促進に関する法律（令和3年法律第83号）
- ・ 国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律（平成12年法律第100号）
- ・ 調達品等に係る監督及び検査に関する訓令（昭和44年防衛庁訓令第27号）
- ・ 装備品等及び役務の調達実施に関する訓令（昭和49年防衛庁訓令第4号）
- ・ 秘密保全に関する訓令（平成19年防衛省訓令第36号）
- ・ 装備品等及び役務の調達における情報セキュリティの確保について（通達）（防装庁（事）第137号。令和4年3月31日）
- ・ 情報システムに関する調達に係るサプライチェーン・リスク対応のための措置の細部事項について（通知）（装プ武第188号。平成31年1月9日）
- ・ 情報本部における立入禁止場所等に関する達（情報本部達第4号。平成20年3月19日）
- ・ 防衛省の情報保証に関する訓令（平成19年防衛省訓令第160号）

(11) 事業期間終了時の措置

事業期間終了後、事業者等は、自らの責任により、本事業とは別に本事業衛星及び専用地上施設の運用等を継続することを認める。

ただし、統合運用システム等の処分の実施等については、本事業を終了するとき又は事業期間が終了するときに、防衛省と事業者との間で協議を行う。

統合運用システム等の処分等に当たっては、処分先等の条件を防衛省が指定する場合があります。事業者が、処分を実施した場合は、処分に係る経費及び手数料を差し引いた収益を、国に納付するものとする。

2. 特定事業の選定方法に関する事項

(1) 選定基準

防衛省は、本事業をPFI事業として実施することが効率的かつ効果的であると合理的に認められる場合に、本事業をPFI法第7条に基づき、同法第2条第4項に定める選定事業とする。

(2) 評価方法

防衛省は、PFI法、基本方針、VFM（Value For Money）に関するガイドライン（令和5年6月

2日改正)等に基づき特定事業を評価することとし、防衛省自らが本事業を実施した場合と、事業者にこれらの実施を委ねた場合において、達成される成果の水準を同一として、公的財政負担額の縮減が期待できる場合にVFMがあるものとして定量的に評価するとともに、PFI事業として実施することにより得られる定性的な効果についても考慮し、総合的に評価する。

(3) 選定結果の公表

防衛省は、本事業をPFI法第2条第4項に定める選定事業とした場合は、その判断の結果を、その評価の内容と併せて、防衛省ホームページ等において速やかに公表する。また、客観的な評価の結果、特定事業の選定を行わないこととした場合も同様に公表する。

第2 民間事業者の募集及び選定に関する事項

1. 民間事業者の募集及び選定に係る基本的な考え方

防衛省は、本事業を選定事業とした場合、本事業への参加を希望する民間事業者（以下「応募者」という。）を広く公募し、PFI事業の透明性及び公平性の確保に配慮した上で落札者を決定するものとする。

本事業は、民間のノウハウ、創意工夫等を活用した効率的・効果的なサービスの提供を求めるものであることから、落札者の決定に当たっては、サービス対価の額に加え、各業務に関する能力等を総合的に評価しうる手法として、会計法（昭和22年法律第35号）第29条の6第2項及び予算決算及び会計令（昭和22年勅令第165号。以下「予決令」という。）第91条第2項に基づき総合評価落札方式を採用する予定である。

2. 落札者の決定手順及び決定方法

防衛省は、以下の手順により落札者を決定することを予定している。

なお、具体的な日程については入札公告時に示す。

(1) 有識者等委員会の設置

防衛省は、本事業に関する有識者等からなる委員会（以下「有識者等委員会」という。）を設置し、審査資料に関する評価基準（以下「事業者選定基準」という。）及び評価内容等についての意見を聞くこととする。

なお、有識者等委員会の構成は入札公告時に示す。

(2) 入札公告

防衛省は、特定事業の選定を行った場合は、本事業の入札公告を行うとともに、入札公告後直ちに入札説明書等を防衛省ホームページへの掲載その他適宜の方法により公表する。ただし、機微な情報については、当該情報等を取り扱うことが適格とされる応募者に対して個別に通知する。

(3) 質問受付

防衛省は、入札説明書等に記載の内容についての質問を受け付ける。

入札公告に関する質問又は意見の内容を簡潔にまとめ、質問・意見書を、Microsoft Excelにより作成することとし、提出者の所属部署、氏名、電話番号及びメールアドレスを必ず記載すること。作成したデータをCD-ROM等の電子記録媒体に格納し、持参すること。提出物は返却しない。

なお、質問受付の方法等の詳細は、入札公告時に示す。

(4) 質問回答の公表

防衛省は、入札説明書等に記載の内容に関する質問及び質問に対する回答を、防衛省ホームページへの掲載その他適宜の方法により公表する（公平を期すため、質問を提出した者のみへの直接回答は行わない。）。ただし、機微な情報に係る質問及び質問に対する回答については、当該情報等を取り扱うことが適格とされる応募者に対して個別に通知する。

なお、質問の内容及び質問に対する回答が、質問者の特殊な技術、ノウハウ等に係るもので公表することにより、質問者の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれのある質問や本事業における情報収集能力等が明らかとなり、国の安全が害されるおそれがある回答等については、公表しない場合がある。

(5) 第一次審査資料の受付

応募者は、入札説明書等に定めるところにより、参加表明書及び第一次審査に必要な資料を提出する。

(6) 第一次審査及び審査結果の通知

防衛省は、応募者を対象に第二次審査資料提出資格の有無を確認し、その結果を各応募者に通知する。第二次審査資料提出資格があると認められた応募者（以下「入札参加者」という。）は、第二次審査資料を提出することができる。

(7) 競争的対話

防衛省は、入札参加者との意思の疎通を図り、入札参加者が防衛省の意図に合致した提案を作成できるよう、提案書作成に関する質問への回答を行うことを予定している。

(8) 第二次審査資料の受付

入札参加者は、入札説明書等に定めるところにより、第二次審査資料及び入札書を提出する。

(9) ヒアリング

防衛省は、入札参加者を対象に、必要に応じて第二次審査資料の内容についてのヒアリングを行う。

(10) 第二次審査及び落札者の決定

ア 審査の内容

防衛省は、入札参加者が提出する第二次審査資料について、以下の事項について総合的に審査を行う予定である。

なお、具体的な事業者選定基準は、入札公告時に示す。

- ・総合的なコスト
- ・各業務に関する提案内容
- ・事業実施能力、経営計画及び資金調達計画

イ 落札者の決定

防衛省は、第二次審査資料を提出した者を対象に、有識者等委員会における審議の結果を踏まえ、入札価格及び第二次審査資料を総合的に評価し、落札者を決定する。

(11) 審査結果の公表

防衛省は、審査結果（第一次審査結果を含む。）及び入札結果について、入札参加者に通知するとともに、防衛省ホームページへの掲載その他適宜の方法により公表する。

(12) 基本協定・事業契約の締結

ア 基本協定の締結

防衛省は、落札者との間で、本事業の円滑な実施に必要な基本的事項を定めた基本協定を締結する。

イ 特別目的会社の設立

落札者は、本事業の遂行のみを目的とした会社法に定められる株式会社を設立する場合は、基本協定の定めるところにより、事業契約の締結までに設立する。

ウ 事業契約の締結

防衛省は、基本協定締結後、落札者からの提案に基づき、事業者との間で事業契約を締結する。

(13) 特定事業の選定の取り消し

防衛省は、民間事業者の募集、評価、選定に係る過程において、応募者がいない場合又は本事業をPFI方式により実施することが適当でないと判断した場合は、落札者を決定せず、特定事業の選定を取り消すものとする。この場合、防衛省は、この旨を防衛省ホームページ等において速やかに公表するものとする。

(14) 提出書類の取扱い

応募者の提出書類（第一次審査資料及び第二次審査資料をいう。以下同じ。）の取扱いは以下のとおりとする。

ア 著作権

提出書類の著作権は、当該提出書類を提出した応募者に帰属する。ただし、公表、展示その他防

衛省が本事業に関して必要と認める範囲において、防衛省は、これを無償で使用するすることができるものとする。

イ 特許権等

提案内容に含まれる特許権、実用新案権、意匠権、商標権等の国内の法令に基づいて保護される第三者の権利の対象となっているシステム等を使用した結果生じる責任は、応募者が負う。

ウ 資料の公開について

防衛省は、落札者の決定後、審査結果の公表の一環として、必要に応じて、応募者の提出書類（決定に至らなかった応募者からのものを含む。）の一部を公開する場合がある。

なお、公開に際しては、提案した応募者のノウハウや手法を特定することができるなど公開されることにより提案した応募者の権利が著しく阻害されると認められる内容や国の安全が害されるおそれがある内容を除くものとし、詳細については各応募者と協議する。

3. 応募者の参加資格要件等

(1) 応募者の構成

ア 応募者は、各業務を事業者から直接、受任し、又は請け負うことを予定する企業によって構成される。応募者を構成する企業のうち、事業者に出資を行い、かつ応募手続を行う企業を「代表企業」として定める。

なお、応募者は、代表企業のほか、必要に応じ「構成員」（応募者を構成する企業のうち代表企業以外の企業であって、事業者に出資を行う企業をいう。以下同じ。）及び「協力企業」（応募者を構成する企業のうち代表企業及び構成員以外の企業で、事業開始後、事業者から直接業務を受託又は請け負うことを予定している者をいう。以下同じ。）を加えて構成される。

ただし、応募者が本事業の遂行のみを目的とした会社法に定められる株式会社を設立しない場合は、応募者自身を「代表企業」として定める。

特定事業に係る業務以外の本事業に関連する業務（事業者の監査業務、アドバイザー業務等）については、応募者を構成しない企業が事業者から直接受託することは差し支えない。

イ 代表企業、構成員及び協力企業は、それぞれが各業務のうちいずれかの業務を実施するものとし、一者が複数の業務を兼ねて実施すること又は業務範囲を明確にした上で、各業務を複数の者で分担することも差し支えないが、各業務の全部又はその主たる部分を一括で再委任等してはならない。

ウ 事業者は日本国法人とし、応募者が会社法に定められる株式会社を本事業の遂行のみを目的として設立する場合において、事業者の株主は以下の要件を満たす日本国法人とする。

（ア）代表企業及び構成員である株主が事業者の株主総会における全議決権の2分の1を超える議決権を保有すること。

（イ）代表企業及び構成員を除く株主の議決権保有割合が出資者中最大とならないこと。

（ウ）事業者の株主は、原則として事業期間等終了時点まで事業者の株式を保有することとし、防衛省の事前の書面による承諾がある場合を除き、譲渡、担保権等の設定その他一切の処分を行わないこと。

エ 応募者は、応募に当たり、代表企業、構成員及び協力企業を明らかにし、各業務のうち、いずれの業務を実施するかを明らかにすること。

なお、一者が複数の業務を重ねて実施すること又は業務範囲を明確にした上で各業務を複数の者で分担することは差し支えない。

オ 代表企業、構成員又は協力企業の変更は原則として認めない。ただし、第二次審査資料の提出期限の日から落札者の決定の時までの期間を除き、代表企業、構成員又は協力企業を変更せざるを得ない事情が生じた場合は、防衛省と協議するものとし、防衛省がその事情を検討の上、認めた場合は、この限りでない。

カ 代表企業又は構成員が、他の応募者の代表企業又は構成員となることは認めない。

キ 代表企業又は構成員と資本関係又は人的関係のある者が、他の応募者の代表企業又は構成員となることは認めない。

ク 上記キの「資本関係又は人的関係のある」者とは、次に定める基準のいずれかに該当する場合をいう（以下同じ。）。

(ア) 資本関係がある場合

以下の(A)又は(B)のいずれかに該当する場合。ただし、(A)について子会社（会社法第2条第3号及び会社法施行規則（平成18年法務省令第12号）第3条の規定による子会社をいう。以下同じ。）又は(B)について子会社の一方が会社更生法（平成14年法律第154号）第2条第7項に規定する更生会社（以下「更生会社」という。）又は民事再生法（平成11年法律第225号）第2条第4号に規定する再生手続（以下「再生手続」という。）が存続中の会社である場合は除く。

(A) 親会社（会社法第2条第4号及び会社法施行規則第3条の規定による親会社をいう。以下同じ。）と子会社の関係にある場合

(B) 親会社を同じくする子会社同士の関係にある場合

(イ) 人的関係がある場合

以下の(A)又は(B)のいずれかに該当する場合。ただし、(A)については、更生会社又は再生手続が存続中の会社である場合は除く。

(A) 一方の会社の役員が、他方の会社の役員を現に兼ねている場合

(B) 一方の会社の役員が、他方の会社の会社更生法第67条第1項又は民事再生法第64条第2項の規定により選任された管財人を現に兼ねている場合

(ウ) その他落札者の決定の適正さが阻害されると認められる場合

その他上記(ア)又は(イ)と同視しうる資本関係又は人的関係があると認められる場合

(2) 応募者の参加資格要件

ア 代表企業、構成員又は協力企業に共通の参加資格要件

代表企業、構成員又は協力企業は、以下の要件を満たす日本国法人とする。

(ア) P F I 法第 9 条に該当しない者であること。

(イ) 予決令第 7 0 条の規定に該当しない者であること。

なお、未成年者、被保佐人又は被補助人であって、契約締結のために必要な同意を得ている者は、同条中、特別の理由がある場合に該当する。

(ウ) 予決令第 7 1 条の規定に該当しない者であること。

(エ) 3. (2)イからオまでにそれぞれ示す競争参加資格を有する者であること。また、当該資格の等級にかかわらず、防衛省所管契約事務取扱細則（平成 1 8 年防衛庁訓令第 1 0 8 号）第 1 8 条第 4 項各号のいずれかに該当する者であること。

なお、要件に該当する者で入札に参加しようとする者については、当該要件を証する書類等を、入札公告時に示す第一次審査資料とともに提出すること。

(オ) 会社更生法に基づく更生手続の開始の申立てがなされていない者又は民事再生法に基づく再生手続の開始の申立てがなされていない者であること。

(カ) 入札資料の提出期限の日から落札者の決定の時までの期間に、国から指名停止の措置を受けている期間中の者でないこと。

(キ) 現に指名停止を受けている者と資本関係又は人的関係のある者であって、当該者と同種の物品の売買又は製造若しくは役務請負について防衛省と契約を行おうとする者でないこと。

(ク) 防衛省が本事業に関する検討を委託した P w C アドバイザリー合同会社（同社の協力事務所である一般財団法人リモート・センシング技術センター及びアンダーソン・毛利・友常法律事務所を含む。）と資本関係又は人的関係のある者でないこと。

(ケ) 2. (1)に定める有識者等委員会の委員が属する企業又はその企業と資本関係又は人的関係のある者でないこと。

(コ) 保護すべき情報を取り扱う場合は、関係職員の指定の範囲を最小限とし、ふさわしい者をもって、情報セキュリティ基準を遵守できる体制を確保することとし、それを証明すること。

ただし、法的に保証されない者を当該ふさわしい者と認めてはならない。

イ 代表企業の参加資格要件

代表企業は、以下の要件を満たすものとする。

- ・令和 7・8・9 年度防衛省競争参加資格（全省庁統一資格）「物品の製造」、「物品の販売」又は「役務の提供等」の A 等級に格付けされ、関東・甲信越地域の競争参加資格を有すること。

ウ 画像データ取得業務を実施する企業の参加資格要件

「第 1 特定事業の選定に関する事項」の 1. (5)アの「画像データ取得業務」を実施する企業は、以下の要件を満たすものとする。

(ア) 令和 7・8・9 年度防衛省競争参加資格（全省庁統一資格）「物品の製造」「物品の販売」又は「役務の提供等」の D 等級以上に格付けされ、競争参加資格を有すること（競争参加地域は問わない）。

(イ) 本事業衛星によるコンステレーションを構成する国産衛星と同等の性能を有する画像観測衛星を国内で複数機製造し、軌道上運用した実績を有し、かつ、提案時点において当該衛星が軌道上で運用されていること。ただし、複数の者で満たしても差し支えない。

エ 専用地上施設運用等業務を実施する企業の参加資格要件

「第 1 特定事業の選定に関する事項」の 1. (5)イの「専用地上施設運用等業務」を実施する企業は以下の要件を満たすものとする。ただし、(イ)及び(ウ)の要件については、複数の者で満たしても差し支えない。

(ア) 令和 7・8・9 年度防衛省競争参加資格（全省庁統一資格）「物品の製造」「物品の販売」又は「役務の提供等」の D 等級以上に格付けされ、競争参加資格を有すること（競争参加地域は問わない）。

(イ) 画像観測の衛星への撮像指示を含む画像観測の衛星の管制運用が可能な地上施設の整備及び当該施設の運営の実績を有すること。

(ウ) 概ね5機以上の画像観測の衛星で構成される衛星群を対象に、画像観測の衛星から自社保有の地上施設にデータを送付するダウンリンクの実績を有すること。

オ 全般管理業務を実施する企業の参加資格要件

「第1 特定事業の選定に関する事項」の1.(5)ウの「全般管理業務」を行う企業は、以下の要件を満たすものとする。

(ア) 令和7・8・9年度防衛省競争参加資格(全省庁統一資格)「物品の製造」「物品の販売」又は「役務の提供等」のA等級に格付けされ、競争参加資格を有すること(競争参加地域は問わない)。

(イ) 画像観測の衛星の運用及び画像観測の衛星の管制に要する地上施設を対象とした管理業務の実績を有すること。

第3 民間事業者の責任の明確化等事業の適正かつ確実な実施の確保に関する事項

1. 事業者の責任の明確化に関する事項

(1) 責任分担の基本的な考え方

本事業における責任分担の基本的な考え方は、防衛省と事業者のリスク管理能力に応じて、適正にリスクを分担することにより、互いのリスクに関する負担を軽減することで、より安定的かつ質の高いサービスの実現を目指すものである。

(2) 想定されるリスクと責任分担

防衛省と事業者の責任分担は、原則として「リスク分担表」(資料Ⅲ)による。具体的な詳細事項については、実施方針に関する意見の結果等を踏まえ、入札公告時に示す。

2. 事業者の責任の履行確保に関する事項

(1) 契約保証金の納付等

防衛省は、事業契約に基づいて事業者が実施する本業務の履行を確保するため、原則として、次のアからウまでのいずれかの方法による事業契約の保証を求める。

ア 会計法第29条の9第1項に基づく契約保証金の納付

イ 会計法第29条の9第1項ただし書に基づく契約保証金の納付に代わる担保の提供
・債務の不履行により生ずる損害をてん補する履行保証保険契約の締結

ウ 会計法第29条の9第2項に基づく契約保証金に代わる有価証券その他の担保の提供

(ア) 契約保証金に代わる担保となる有価証券等の提供

(イ) 債務の不履行により生ずる損害金の支払を保証する銀行、防衛省が確実と認める金融機関又は保証事業会社(公共工事の前払金保証事業に関する法律(昭和27年法律第184号)第2条第4項に規定する保証事業会社をいう。)の保証

なお、契約保証金の額、保険金額又は保証金額は、本事業の専用地上施設の整備費に相当する額の10分の1以上とする。

事業者が、イに掲げる保証を付したときは、保証金の納付を免除することとし、ウに掲げる保証を付したときは、当該保証は保証金に代わる担保の提供として行われたものとする。

(2) 実施状況の監視(モニタリング)

防衛省は、事業者が事業契約書等に定められた業務を適正かつ確実に履行し、業務要求水準書に示す要求水準を達成しているか否かを確認するために、代表企業、構成員及び協力企業と事業者との間の契約内容、事業者の財務状況及び本事業の実施状況について監視(モニタリング)を行う。

なお、実施状況の監視(モニタリング)の具体的な時期、方法等については、入札公告時に示すものとする。

(3) 支払いの減額等

防衛省は、実施状況の監視(モニタリング)の結果に基づき、事業者の責めに帰すべき事由により事業契約書に定められた債務を履行していないこと又は業務の実施状況が要求水準に達していないことが明らかになった場合には、業務実施内容の改善・復旧計画の提出及び実施並びに当該業務に携わる代表企業、構成員及び協力企業の変更等の改善要求措置を求めるほか、業務の実施状況に応じてサービス対価を減額等することができる。防衛省は、上記の監視(モニタリング)の結果に基づき、サービス対価の支払い前に、会計法第29条の11第2項及び予令第101条の4から第101条の9までに定める検査を行う。

なお、改善要求措置の具体的な方法については、入札公告時に示すものとする。

(4) 公共施設等の変更

事業期間中に、社会情勢等に応じ、運用内容等を変更する必要性が生じた場合には、防衛省と事業者は、事業目的に示した機能の確保の方策等について協議を行う。

第4 公共施設等の立地並びに規模及び配置に関する事項

1. 本事業衛星によるコンステレーションの基本的な性能

本事業衛星によるコンステレーションの具体的な性能は、業務要求水準書（案）（資料-I）に示すとおりである。

2. 本事業地上施設の性能、規模及び立地に関する事項

事業者等は、業務要求水準書（案）（資料-I）に示される本事業衛星の性能及び運用業務の要件に留意した上で、必要な規模を有する専用地上施設の新築又は既存施設の増改築をすること等により整備するとともに、地上局サービス会社における国内外の地上局等を活用する。

本事業に関連する専用地上施設は統合運用システム等及び専用地上局で構成し、統合運用システム等及び専用地上局は国内を拠点とする。専用地上施設の役割及び機能については業務要求水準書（案）（資料-I）に示すとおりである。

なお、専用地上施設について、原則として、本事業の予定された事業期間が終了するまで、事業者等が、業務要求水準書の条件を満たす事業実施用地及び建物を自ら所有すること。

第5 事業契約の解釈について疑義が生じた場合の措置に関する事項

1. 疑義が生じた場合の措置

事業計画（事業者が本事業の実施について防衛省との関係で作成する一切の計画（第二次審査資料を含む。）をいう。）、基本協定又は事業契約の解釈について疑義が生じた場合は、防衛省と事業者は、誠意をもって協議の上、その解決を図るものとする。協議の方法や解決の手順等は、事業契約書において定める。

2. 管轄裁判所の指定

基本協定及び事業契約に係る紛争については、東京地方裁判所を第一審の専属的管轄裁判所とする。

第6 事業の継続が困難となった場合における措置に関する事項

1. 事業の継続が困難となる事由が発生した場合の措置

本事業の継続が困難となる事由が発生した場合は、事業契約書に定める事由ごとに、防衛省又は事業者の責任に応じて、必要な修復その他の措置を講じるものとする。

2. 事業の継続が困難となった場合の措置

1. に定める措置を講じたにもかかわらず、本事業の継続が困難となった場合は、事業契約書に定めるところに従い、本事業を終了するものとする。

(1) 事業者の責めに帰すべき事由により事業の継続が困難となった場合

ア 事業者の提供するサービスが業務要求水準書（案）（資料-I）に示す要求水準を達成していないことが判明したときその他事業契約書で定める事業者の責めに帰すべき事由により債務不履行又はその懸念が生じた場合は、防衛省は事業者に対して改善勧告を行い、一定期間内に改善・復旧計画の提出及び実施を求めることができる。また、事業者が当該期間内に修復することができなかった場合は、防衛省は事業契約を解除することができる。

イ 事業者の財務状況が著しく悪化した場合等、その結果により事業契約書に基づく本事業の継続的履行が困難と認められる場合は、防衛省は事業契約を解除することができる。

ウ ア又はイの規定により防衛省が事業契約を解除した場合は、事業契約書に定めるところに従い、防衛省は事業者に対して、違約金及び損害賠償の請求等を行うことができる。

(2) 防衛省の責めに帰すべき事由により事業の継続が困難となった場合

ア 防衛省の責めに帰すべき事由に基づく債務不履行により本事業の継続が困難となった場合は、事業者は事業契約を解除することができる。

イ アの規定により事業者が事業契約を解除した場合は、事業契約書に定めるところに従い、事業者は防衛省に対して、損害賠償の請求等を行うことができる。

(3) いずれの責めにも帰さない事由により事業の継続が困難となった場合

ア 不可抗力その他防衛省又は事業者の責めに帰すことのできない事由により本事業の継続が困難となった場合は、防衛省と事業者は、事業継続の可否について協議を行う。

イ 一定の期間内にアの協議が整わないときは、防衛省又は事業者は、事前に書面により相手方に通知することにより、事業契約を解除することができる。

ウ イの規定により防衛省又は事業者が事業契約を解除した場合は、事業契約書に定めるところに従い、防衛省又は事業者は相手方に対し損害賠償の請求等を行うことができる。

エ 不可抗力の定義については、入札公告時に示す。

3. 融資機関又は融資団と防衛省との協議

防衛省は、本事業の安定的な継続を図るために、必要に応じて、一定の事項について、あらかじめ事業者に本事業に関して資金を供給する金融機関等の融資機関又は融資団と協議を行い、当該融資機関又は融資団と直接協定を締結することがある。

第7 法制上及び税制上の措置並びに財政上及び金融上の支援に関する事項

1. 法制上及び税制上の措置に関する事項

事業者が本事業を実施するに当たり、法令の改正等により、法制上又は税制上の措置が適用されることとなる場合は、それによることとする。

なお、防衛省は、現時点では、本事業に係るこれらの措置等は想定していない。今後、法制や税制の改正により、措置が可能となる場合は、防衛省は検討を行う。

2. 財政上及び金融上の支援に関する事項

事業者が本事業を実施するに当たり、財政上及び金融上の支援を受けることができる可能性がある場合は、防衛省はこれらの支援を事業者が受けることができるように努める。

3. その他の措置及び支援に関する事項

防衛省は、事業者が本事業を実施するに当たり必要な許認可等について、必要に応じて協力する。また、法改正等により、その他の支援が適用される可能性がある場合は、防衛省と事業者との間で協議する。

第8 その他特定事業の実施に関し必要な事項

1. 本事業に関連する事項

(1) 本事業の実施に関して使用する言語

本事業の実施に関して使用する言語は日本語とする。

(2) 提出書類の作成等に係る費用

提出書類の作成及び提出等に係る費用は応募者の負担とする。

(3) 実施方針に関する質問又は意見の受付及び回答の公表

ア 受付期間

令和7年4月8日（火）公表後から

令和7年4月22日（火）17時まで（必着）

イ 提出方法

実施方針に関する質問又は意見の内容を簡潔にまとめ、質問・意見書（別記様式1及び2）を、Microsoft Excel により作成することとし、提出者の部署、氏名、電話番号及びメールアドレスを必ず記載すること。作成したデータをCD-ROM等の電子記録媒体に格納し、持参すること。電子メール及び郵送での提出は認めない。提出物は返却しない。提出先及び提出方法に関する問い合わせ先は、ウのとおり。

ウ 提出先及び問い合わせ先

(ア) 提出先

防衛省 情報本部画像・地理部

〒162-8801

東京都新宿区市谷本村町5-1

(イ) 問い合わせ先

防衛省 情報本部画像・地理部

電話 03-3268-3111（代表）内線24602

メールアドレス conste-pfi@ext.dih.mod.go.jp

なお、実施方針の内容について、電話での直接質問受け及び回答は行わない。

問い合わせ対応時間 10:00～18:00

エ 質問・意見に関するヒアリング

実施方針に関する質問又は意見のうち、防衛省において確認が必要と判断したものについては、質問又は意見を提出した者から直接ヒアリングを行う場合がある。

オ 回答方法

防衛省は、実施方針に関する質問及び質問に対する回答をカの予定日に、防衛省ホームページへの掲載その他適宜の方法により公表する（公平を期すため、質問を提出した者のみへの直接回答は行わない。）。ただし、機微な情報に係る質問及び質問に対する回答については、当該情報等を取り扱うことが適格とされる応募者に対して個別に通知する。

なお、質問の内容及び質問に対する回答が、質問者の特殊な技術、ノウハウ等に係るもので公表することにより、質問者の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがある質問や本事業における情報収集能力等が明らかとなり、国の安全が害されるおそれがある回答等については、公表しない場合がある。

カ 回答公表予定日

令和7年5月20日（火）

(4) 情報提供依頼（RFI：Request For Information）及びヒアリングの実施

本事業の実施に係る参考見積等の情報提供を受けるため、国は情報提供依頼（RFI）及びヒアリングを実施する。情報提供依頼（RFI）等の実施要領は別紙を参照のこと。

(5) 実施方針の変更

防衛省は、(3)で受け付けた実施方針に関する意見を踏まえ、PFI法第7条に定める特定事業の選定までに実施方針の内容を見直し、変更を行うことがある。国は、実施方針の変更を行った場合は、防衛省ホームページへの掲載その他適宜の方法により速やかに公表する。

2. 今後のスケジュール（予定）

実施方針公表後の募集・選定スケジュールは、以下のとおり想定している。詳細については、入札公告時に示す。

令和7年6月頃	特定事業の選定
令和7年7月頃	入札公告
令和7年8月頃	第一次審査資料の受付期間
令和7年8月頃	第一次審査結果の通知
令和7年9月頃	競争的対話の実施
令和7年10月頃	第二次審査資料の受付期間
令和7年12月頃	落札者の決定
令和8年1月頃	基本協定の締結
令和8年2月頃	事業契約の締結

3. 情報公開及び情報提供

本事業に関する情報提供は、以下のホームページを通じて適宜行う。

防衛省ホームページ (<https://www.mod.go.jp/j/budget/release/pfi/index.html>)

ただし、業務要求水準書（案）（資料-I）等に含まれる保護すべき情報は、「装備品等及び役務の調達における情報セキュリティの確保について（通達）（防装庁（事）第137号。令和4年3月31日）」別添に規定する情報セキュリティ基本方針等について既に防衛省の確認を受けている場合は、当該確認を証明する書類、競争参加資格（全省庁統一資格）審査結果通知書の写し、取扱者名簿（「装備品等及び役務の調達における情報セキュリティの確保について（通達）」に規定する取扱者名簿をいう。以下同じ。）及び「情報の保全に関する誓約書（別記様式3）」を1(3)ウの提出先へ提出した応募者に対して個別に閲覧又は貸し出す。

また、情報セキュリティ基本方針等について防衛省の確認を受けていない場合は、競争参加資格（全省庁統一資格）審査結果通知書の写し、取扱者名簿及び「情報の保全に関する誓約書（別記様式3）」を1(3)ウの提出先へ提出した応募者に対して個別に閲覧させる。

情報提供依頼（RFI）及びヒアリングの実施要領

1. 情報提供依頼の実施概要

「衛星コンステレーションの整備・運営等事業」（以下「本事業」という。）に関する情報提供依頼（以下「RFI」（Request For Information の略）という。）では、本事業への参画を検討している民間事業者（以下「情報提供企業」という。）から、本事業衛星によるコンステレーション及び専用地上施設の仕様や整備等の概要、各業務に係る実施コストの参考見積等（以下「情報書」という。）を徴取するとともに、情報書に基づき、防衛省は情報提供企業からのヒアリングを実施する。

2. RFIの実施目的

本事業は衛星コンステレーションを対象とした国内初のRFI事業となる見込みであるとともに、従来にはない課題や多様な事業条件等が含まれているため、官民双方で本事業に関する共通の理解と検討熟度を深め、爾後、確実かつ円滑に事業の整備等を進めることが本RFIの実施目的である。

3. 情報提供企業の要件

情報提供企業は、本事業の実施方針「第1 特定事業の選定に関する事項」の1.(5)に係る業務を実施する能力があり、5. に示す情報書を提供できる者とする。なお、複数の者で情報提供企業を構成することも認める。

4. 情報提供に係る意思の確認

情報提供を希望する企業は、令和7年4月22日（火）17時までに、情報提供意思表明書（RFI様式1）を9. の担当窓口に提出すること。

当該表明書の提出により情報提供に係る意思を表明した情報提供企業に対してのみ、情報書の提出及びヒアリングの実施を求めることとする。

5. 情報書の構成

- ① 参考見積書（RFI様式2）
- ② 参考見積説明資料（自由様式）
参考見積額の基礎・根拠となる資料として以下の事項を含めるものとする。
 - ・現時点で想定する本事業衛星によるコンステレーション及び専用地上施設の仕様、整備手法、整備スケジュール
 - ・本事業衛星によるコンステレーション及び専用地上施設の運用体制
 - ・民間商用事業の実施見通し（現時点で想定される民間商用事業の用途、収益見積り等）及び過去の同種の事業実績
 - ・その他、参考見積額の前提条件として特に説明が必要な事項

- ③ ヒアリングへの出席名簿（R F I 様式 3）
情報提供企業の出席予定者の要件は 7. を参照のこと。

6. 情報書の提出方法

- ① 提出期限 令和 7 年 5 月 2 7 日（火） 1 7 時（必着）
- ② 提出部数 紙媒体 1 0 部及び情報書の電子データを収めた C D - R O M 等 1 部
- ③ 提出方法 持参
- ④ 提出先 9. の担当窓口

7. ヒアリングの実施

- ① 実施予定日 令和 7 年 6 月上旬
※情報提供意思表明書の提出日以降、情報提供企業の担当者に日時・場所を通知する。
- ② 実施時間 約 2 時間
- ③ 出席者
情報提供企業及び本事業に関して情報提供企業に対する業務支援等を提供している者の同席も認める。出席者は最大 2 0 名とし、R F I 様式 3 に出席者氏名等を記載し、情報書とともに提出すること。
- ④ ヒアリングでの議題（主な議論の流れ）
情報提供企業は情報書①・②の概要を説明のうえ、防衛省からの質疑等に対する回答を行う。

8. 留意事項

- ① 本事業に係る公平性・中立性の観点から、本 R F I に係る質問は受け付けない。
- ② 提出された情報書についての内容確認を目的に、ヒアリングの実施前後にかかわらず、防衛省より照会等を行うことがある。情報提供企業は当該照会等に対して必要な対応をすること。
- ③ 情報書提出以降の内容の変更は認めない。
- ④ 情報書作成に要する一切の経費は情報提供企業の負担とする。
- ⑤ 情報提供企業から提出された情報書は原則、非公表とする。
- ⑥ 情報提供企業が本事業の入札に応募する場合であっても、情報書の内容は、民間事業者を選定するために提出を求める事業提案書の内容又は入札価格を拘束するものではない。
- ⑦ 情報提供をしたことにより、将来の落札を確約するものではない。

9. 担当窓口

防衛省 情報本部画像・地理部
住所 〒 1 6 2 - 8 8 0 1 東京都新宿区市谷本村町 5 - 1
電話 0 3 - 3 2 6 8 - 3 1 1 1（代表） 内線 2 4 6 0 2
受付対応時間 1 0 : 0 0 ~ 1 8 : 0 0

以上

(R F I 様式 1)
令和 7 年 月 日

防衛省情報本部画像・地理部 御中

情報提供意思表明書

所在地
企業名
代表者氏名
担当者氏名
連絡先

(所在地)
(企業名)
(代表者氏名)
(担当者氏名)
(連絡先)

(所在地)
(企業名)
(代表者氏名)
(担当者氏名)
(連絡先)

「衛星コンステレーションの整備・運営等事業」に係る情報提供依頼
(R F I) 及びヒアリングの実施要領の記載事項を承諾の上、情報提供
書の提出及びヒアリングへの参加を希望します。

代表企業名	
所在地	
担当者氏名	
所属部署	
電話番号	
メールアドレス	

情報書① 参考見積書

(RFI様式2)

業務項目／費用項目	見積内容（見積の考え方、前提条件等）	見積金額（単位：千円）		参考見積説明資料 （自由様式）等の参照先
		単年度	事業期間計	
画像データ取得業務				
SAR衛星				
光学衛星				
専用地上施設運用等業務				
統合運用システム等				
整備費				
維持管理・運用費				
専用地上局				
整備費				
維持管理・運用費				
全般管理業務				

見積にあたっての留意事項

- ①各費用項目は、資料－I 業務要求水準書(案)等の該当する箇所を参考に費用を見積してください。また、各費用項目に係る各年度別の費用等については、別紙①を参考に見積してください。業務要求水準書等に記載がない条件等は提出者の状況に応じた前提条件を設定し、費用を見積してください。その場合、見積の考え方や前提条件等は表中又は情報書②「参考見積説明資料」(自由様式)において説明してください。
- ②事業者(SPC)に係る設立費用や法人税・利益の他、資金調達等に係る融資組成手数料や利息払い等は上記の見積額に含める必要はありません。
- ③上表で例示した費用項目にかかわらず、提出者が必要と考える費用は適宜、行を追加し、できる限り網羅的に費用を見積してください。
- ④事業期間を通じて定期的に定額で発生する見込みの費用は「事業期間計」とともに「単年度」の項目に単年度当たりの見積額を記載してください。事業期間で変動する費用については任意の様式を別シートで新たに追加し、その合計金額を「事業期間計」に記載してください。

ヒアリング参加申込書

「衛星コンステレーションの整備・運営等事業」に関するヒアリングについて、下記の通り参加を申し込みます。

記

R F I 提供者 (代表企業名)	
所 在 地	
担 当 者 氏 名	
所 属 部 署	
電 話 番 号	
メ ー ル ア ド レ ス	

出席者

	出席者氏名	企業名	所属・役職	R F I 提供者との関係
1				(例) R F I 提供者 (画像データ取得業務を実施する企業)
2				(例) 画像データ取得業務を実施する企業の関係会社
3				(例) 画像データ取得業務を実施する企業のアドバイザー
4				
5				
6				
7				
8				
9				
10				

注1 : 提出期限 : 令和7年5月27日 (火) 17時

注2 : 担当者に対しては開催場所等を含む参加要領を別途メールにてご連絡します。

注3 : ヒアリングの参加に際して、各自で実施方針関連資料をご用意ください。

以上

【記載要領】

1. 質問は原則としてすべてインターネット等により公開して回答する（電話等による個別回答は行わない。）。
2. 質問は1行につき1問とし、必要に応じて適宜行を追加すること。また、列の追加又は移動、セルの結合を行わないこと。
3. ある一つの箇所を対象に複数の質問を行う場合には、それぞれを互いに別の質問と見なし、各々別のセルに記載すること。
4. 別々の質問文間の相互参照を行わないこと。
5. 質問内容は企業としてとりまとめ、主旨の重複する複数の質問を行わないこと。
6. 本様式にはあくまで質問のみを記載し、意見は別記様式2を利用すること。
7. 「②資料名」は電子データ上でプルダウンメニューから選択すること。
8. 「③ページ」の列には、当該質問対象箇所が記載されているページ番号(当該ページの下部に記載されている数字)を半角アラビア数字で記載すること。ページ番号が記載されていない資料については、PDFファイル上のページ番号を記載すること。
9. 「④行」の列には、当該質問対象箇所が記載されている行が当該ページ中で上から数えて何行目であるかを半角アラビア数字で記載すること。なお、文章中の空白行は一行とは数えない。表が含まれるページに関しては表中の一行もページ中の一行として数えるものとする。
10. 「⑤項目名」の列には、当該質問に該当する大綱（章等）より記入すること（英数字、カタカナは全角）。
記入例) 第2-1-(1)-ア
11. 上記7～10の記載をもとに質問を対象箇所の順に並べ、「①No.」の列に「1」から順に通し番号を半角アラビア数字で記載すること。

【記載要領】

1. 意見は1行につき1問とし、必要に応じて適宜行を追加すること。また、列の追加又は移動、セルの結合を行わないこと。
2. ある一つの箇所を対象に複数の意見を行う場合には、それぞれを互いに別の意見と見なし、各々別のセルに記載すること。
3. 別々の意見文間の相互参照を行わないこと。
4. 意見内容は企業としてとりまとめ、主旨の重複する複数の意見を行わないこと。
5. 本様式にはあくまで意見のみを記載し、質問は別記様式1を利用すること。
6. 「②資料名」は電子データ上でプルダウンメニューから選択すること。
7. 「③ページ」の列には、当該意見対象箇所が記載されているページ番号(当該ページの下部に記載されている数字)を半角アラビア数字で記載すること。ページ番号が記載されていない資料については、PDFファイル上のページ番号を記載すること。
8. 「④行」の列には、当該意見対象箇所が記載されている行が当該ページ中で上から数えて何行目であるかを半角アラビア数字で記載すること。なお、文章中の空白行は一行とは数えない。表が含まれるページに関しては表中の一行もページ中の一行として数えるものとする。
9. 「⑤項目名」の列には、当該意見に該当する大綱(章等)より記入すること(英数字、カタカナは全角)。
記入例) 第2-1-(1)-ア
10. 上記6~9の記載をもとに意見を対象箇所の順に並べ、「①No.」の列に「1」から順に通し番号を半角アラビア数字で記載すること。

防衛省情報本部画像・地理部 殿

情報の保全に関する誓約書

【情報提供企業名をご記載ください】(以下「当社」という。)は、「衛星コンステレーションの整備・運営等事業」に基づき、当社に対して開示される取り扱い上の注意を要する業務要求水準書(案)(資料-I)における保護すべき情報について、次のとおり誓約します。

- 1 当該情報が漏洩、紛失、破壊等されないように保全を徹底し、漏洩等の事実があった場合は当社が一切の責任を負います。
- 2 当社は、当社の従業員の故意又は過失により当該情報が漏洩したときであっても、取り扱い上の責任を免れません。
- 3 当社は、当該情報を取扱者名簿に記載の者以外に供覧又は漏洩しません。
- 4 当社は、当該情報の取扱者に対しても、本作業に必要な限度をこえて当該情報を供覧し、又は漏洩しません。
- 5 当社は、本作業に関係のない者をみだりに作業場所等の施設に立ち入らせ、又は近付かせません。
- 6 本作業により当該情報を知り得た取扱者が離職した後も、知り得た情報は本誓約書各項の規定と同様の管理体制により扱います。
- 7 貴省が必要と認めた時は、情報の保全の状況に関する検査を受け入れ、又は必要な指示に従います。
- 8 当社は、情報の漏洩、紛失、破壊等が発生し、またそれらの疑い若しくは恐れがあったときは、適切な措置をとるとともに、その詳細を速やかに貴省へ報告します。

令和7年 月 日

所在地
企業名
代表者氏名
担当者氏名
連絡先

(所在地)
(企業名)
(代表者氏名)
(担当者氏名)
(連絡先)

(所在地)
(企業名)
(代表者氏名)
(担当者氏名)
(連絡先)